

26 日 獣 発 第 339 号

平成 27 年 4 月 1 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**今冬の台湾における高病原性鳥インフルエンザの大流行に伴う
今春以降の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の徹底について**

このことについて、平成 27 年 3 月 20 日付け 26 消安第 6555 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①我が国では冬鳥が国内に渡来・滞在する 10 月から 5 月までの間、本病の発生を警戒すべき期間として監視体制を強化し、モニタリングを実施しているが、昨年 4 月中旬に国内での発生が確認されたこと、②本年 1 月以降の台湾における本病の大流行を踏まえ、春に南方より渡来して日本で繁殖し、秋に再び南方へ渡去する夏鳥(ツバメ等)の渡りにより、春先以降も本病ウイルスの国内侵入の可能性があること、③先日、国内の養鶏農場において、死亡率の上昇を気温の急激な変化による損耗等と判断し、家畜伝染病予防法に基づく都道府県への届出が大幅に遅れた事例について、今冬、家きんの死亡増加が穏やかであったという所見を踏まえると、万一本病が発生した際にはまん延につながることから、引き続き緊張感を維持し、本病への警戒を怠ることのないよう、改めて防疫体制の強化等を図るため、これまでの監視体制強化の関係通知等で示した事項に留意し、家きん飼養農家を含む畜産関係者等に対し、海外における発生状況等の情報提供とともに、発生予防対策、早期発見・早期通報の徹底を指導することにより家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入・まん延

防止対策に万全を期すよう、都道府県畜産主務部長宛てに通知した旨、了知の上、本会会員に周知するよう依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

26消安第6555号
平成27年3月20日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

今冬の台湾における高病原性鳥インフルエンザの大流行に伴う今春以降の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の徹底について

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添の都道府県畜産主務部長宛て通知したので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願いします。



写

26消安第6555号
平成27年3月20日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

今冬の台湾における高病原性鳥インフルエンザの大流行に伴う今春以降の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の徹底について

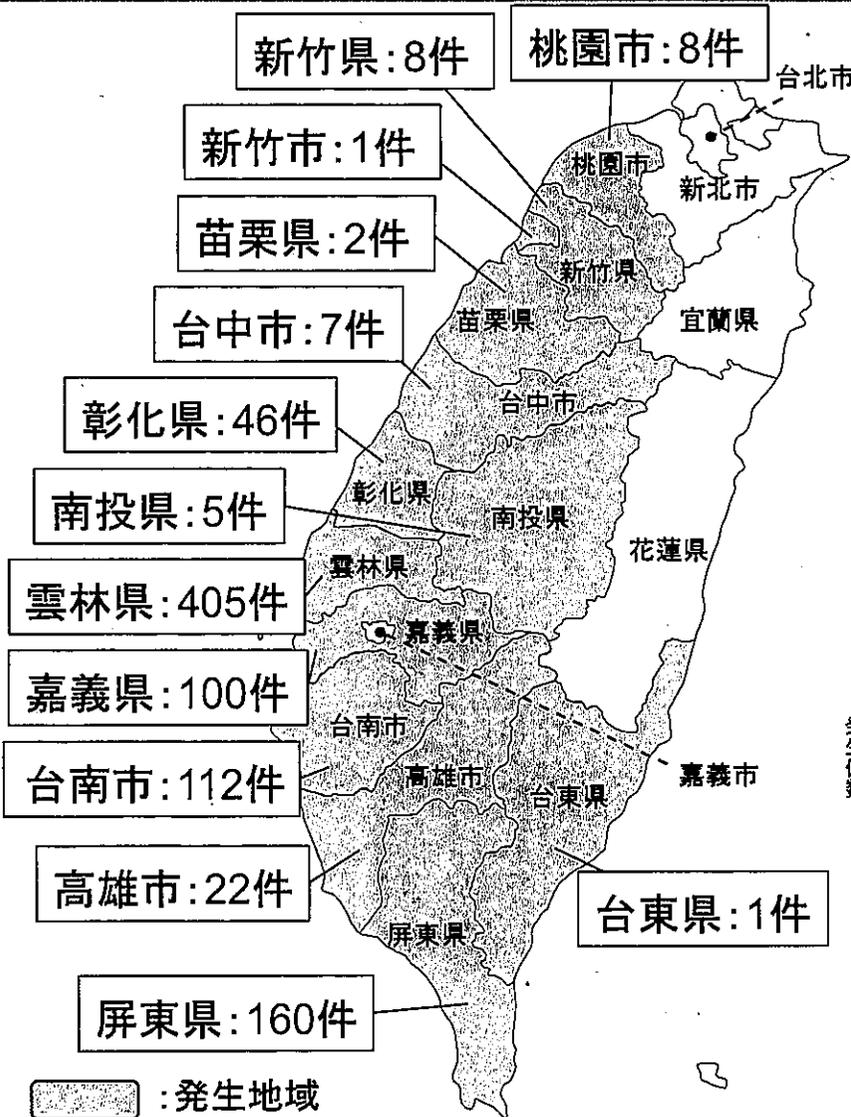
高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、昨年12月以降、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県において本病の発生が確認されたことに伴い、数次にわたり、監視体制の強化に関する通知（平成26年12月16日付け26消安第4569号、平成26年12月28日付け26消安第4787号、平成26年12月30日付け26消安第4791号、平成26年1月16日付け26消安第5060号及び平成27年1月18日付け26消安第5104号農林水産省消費・安全局長通知。以下「監視体制強化通知」という。）等を発出し、家きん飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導等をお願いしているところです。

さて、我が国においては冬鳥が国内に渡来・滞在する10月から5月までを本病の発生をより警戒すべき期間として、監視体制を強化し、モニタリング等を実施しているところです。昨年4月中旬には国内で本病の発生が確認されており、引き続き、冬鳥が国内に滞在する5月までは本病の発生予防対策の一層の強化に努めることが必要です。加えて、添付資料のとおり、本年1月以降の台湾における本病の大流行という例年と異なる状況を踏まえると、春に南方より渡来して日本で繁殖し、秋に再び南方へ渡去する夏鳥（ツバメ等）の渡りにより、春先以降も本病ウイルスが国内に侵入してくる可能性もあると考えられます。

一方、先日、国内の養鶏農場において、死亡率が上昇し、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項の規定による届出の要件を満たしたにもかかわらず、気温の急激な変化による損耗等と判断し、都道府県への届出が大幅に遅れた事例がありました。このような事例は、特に、今冬のシーズンの発生に関しては、家きんの死亡羽数の増加が穏やかであったという所見が確認されていることも踏まえると、万一の本病発生の際にはまん延につながる極めて不適切な事例であると考えています。

つきましては、引き続き、緊張感を維持し、本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、監視体制強化通知等で示した事項に留意し、家きん飼養農家を含む畜産関係者等に対して、海外における本病の発生状況等の情報を提供するとともに、本病の発生予防対策、早期発見・早期通報を徹底するよう指導することにより、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入・まん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

台湾における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2015年1月～)



合計: 877件※(農場・処理場・係留場)

血清型
 ・H5N2* ・H5N2/H5N8混合感染
 ・H5N3 ・H5N2/H5N3混合感染
 ・H5N8 ・H5**

※発生件数の血清型別の内訳は未確定

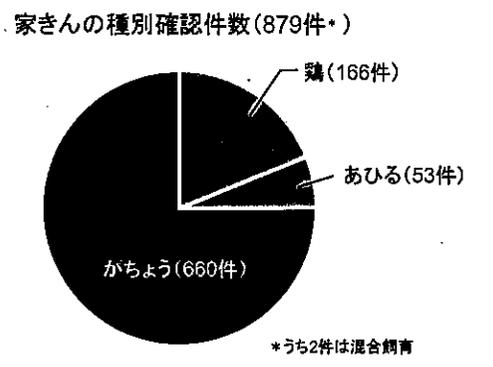
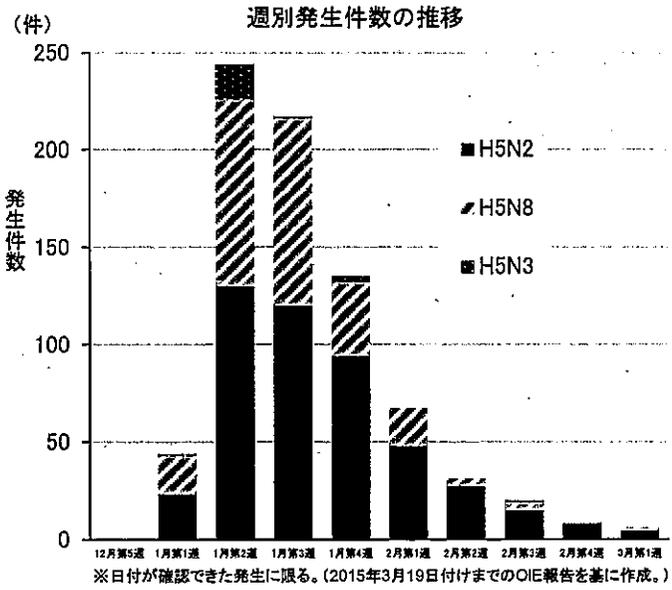
*過去に台湾で検出されたウイルスによる感染及び過去に台湾で検出されたウイルスとの混合感染を含む

** N亜型・病原性未確定

殺処分完了: 874件(440万4,379羽)

○野鳥における検出(8件)

確定日	場所	亜型	鳥種
3/16	高雄市高屏溪	H5	不明
3/1	台南市安南区	H5	クロツラ ヘラサギ
2/1	台南市七股区	H5	クロツラ ヘラサギ
1/30	台東県台東市	H5N2	ゴイサギ
1/19	屏東県長治郷	H5	ツグミ
1/18	苗栗県竹南鎮	H5N3	シロガシラ (3羽)



台湾における種別飼養状況

	鶏	あひる	がちょう
飼養戸数	5,798	2,816	971
飼養羽数(万羽)	9,213	962	177

※2015年1月15日の台湾当局公表資料を基に作成

注: 本図のH5N2及びH5N3亜型ウイルスは、過去に台湾で確認されたウイルスと異なり、これらウイルスのH5遺伝子は韓国のH5N8亜型ウイルスのH5遺伝子と近縁。
 ・以下については、本図に記載していない。
 ①1月6日屏東県の採卵鶏農場で発生した従来型(1件)。
 ②発生農場の半径1km以内の家きん農場におけるサーベイランスの結果、26農場でH5亜型のウイルスを検出。

出典: 台湾行政院農業委員会動植物防疫檢疫局、OIE

2015年3月19日18時現在